

石田幹夫

労働保険への加入事務、雇用保険の被保険者に関する手続きなどの労働保険事務は、中小規模事業場にとっては煩わしく負担となる場合も少なくない。

このため、厚生労働大臣から「労働保険事務組合」として認可された団体が事業主に代わって労働保険料の納付、労働保険にかかる各種届出などを行うことのできる制度が設けられている。

—名北協会「労働保険事務組合」の設立そして発展—

名北協会では昭和43年4月1日、労働大臣認可の「労災保険事務組合」、同年7月1日、愛知県知事認可の「失業保険事務組合」を発足させた。

その後、昭和47年4月1日、労災・失業保険（現在の「雇用保険」）の徴収一元化に伴い、両保険事務組合を合わせ「労働保険事務組合」として現在に至っている。

今日、名北協会「労働保険事務組合」加入事業場は1、500社を超え、愛知県下約500の事務組合のうち2指に入るまでに伸展し、また事務処理能力の的確・迅速性は高い評価を受けており、協会事業の主要な一翼を担っている。

なお平成18年2月1日、建設に従事する一人親方を対象とする「建設自営業者組合」を立ち上げている。

—労災保険法施行当時の世間模様—
労災保険法が施行され

たのは昭和22年9月、愛知県下の適用事業場7、199、収納保険料約2、218万円との当時の記録が残っている。

施行当時の業務はすべて愛知労働局で取り扱われていたが、昭和24年度から労災保険業務は各労働基準監督署に移管され

たとかの話が残っている。そんな時代からやがて労災保険も「事務組合」の設立へと拡大の道をたどった。

—「労働保険事務組合」加入のすすめ—
「労働保険事務組合」に事務委託のできる事業場は、常時使用する労働



名北協会「労働保険事務組合」の加入促進パンフレット

た。

施行時の給付には年金制度はなく、すべて一時金で支払われており、当時は百円紙幣の時代であり、百万円もの給付を受け取ると、大きな風呂敷包みになったとか、また監督署の係官が銀行から百円札の束を受けて走っ

者が

○金融・保険・不動産・小売業にあつては50人以下
○卸売・サービス業にあつては100人以下
○その他の事業にあつては300人以下
となつている。
「労働保険事務組合」

に事務委託すると、
○労災保険に加入することのできない事業主・家族従事者の特別加入が可能

○労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理
○労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付が可能

などの利点がある。
—名北協会受賞等の数々—

昭和50年12月9日
優良労働保険事務組合として愛知県知事から感謝状を受ける
昭和51年12月1日
優良労働保険事務組合として労働大臣賞を受ける

なお、労働衛生事業の推進に対し、昭和49年10月1日に愛知労働基準局長団体賞、昭和52年10月1日に労働大臣団体賞を受けている。
(名北労働基準協会副会長)